

# 登戸土地区画整理事業用仮設住宅等使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業（以下「事業」という。）の施行に伴い、事業施行者（以下「施行者」という。）が設置する仮設住宅、仮設店舗、仮設倉庫及びその他仮設建築物（以下「仮設住宅等」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者の資格)

第2条 仮設住宅等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業の施行に伴う移転に承諾した建築物所有者のうち、自ら移転期間中の仮住居、仮店舗、仮倉庫等（以下「仮住居等」という。）を探すことが困難である者
- (2) 事業の施行に伴う移転に承諾した建築物占有者のうち、自ら移転期間中の仮住居等を探すことが困難であり、かつ現に占有する建築物の所有者が新たに建築する建築物へ引き続き入居等することが証明できる者
- (3) 前各号に定める者のほか、特に施行者が適当であると認めた者

(使用申請)

第3条 使用者は、施行者に仮設住宅等使用申請書及び誓約書を提出し、あらかじめ施行者の許可を受けなければならない。ただし、施行者が特に認めた場合は、この限りではない。

- 2 使用者は、保証人を立てなければならない。ただし、特別な事情があると施行者が認める場合は、保証人を必要としないことができる。
- 3 施行者は、第1項の申請があった場合は、この要綱に基づき審査する。
- 4 施行者は、前項の審査の結果、仮設住宅等の使用許可を決定したときは、申請者に仮設住宅等使用許可書を交付する。
- 5 施行者は、第3項の審査の結果、仮設住宅等の使用を許可しないと決定したときは、申請者に速やかに理由を付してその旨を通知する。

第4条 削除

第5条 削除

(使用期間)

第6条 仮設住宅等の使用期間は、原則として次の各号に定める期間の範囲内で、施行者が定めた期間とする。

- (1) 第2条第1号に規定する建築物所有者が仮設住宅等を使用する場合は、仮設住宅等への移転準備から仮換地の引渡し後に建築物所有者が従前と同程度の建築物を新たに建築するまでの期間に、移転準備期間を加えた期間として施行者が定めた期間
  - (2) 第2条第2号に規定する建築物占有者が仮設住宅等を使用する場合は、仮設住宅等及び現に占有する建築物の所有者が新たに建築する建築物の内装工事期間及び移転準備期間として施行者が定めた期間
- 2 第2条第1号に規定する建築物所有者が、前項第1号に定める期間を超えて仮設住宅等を使用する場合は、川崎市財産規則に基づく貸付けとする。

3 第2条第2号に規定する建築物占有者が仮設住宅等を使用する場合は、第1項第2号に定める期間を除き、川崎市財産規則に基づく貸付けとする。

(使用期間の変更)

第6条の2 使用者は、特別の事情により使用期間を変更するときは、原則として使用期間満了前30日までに仮設住宅等使用期間変更申請書を提出し、あらかじめ施行者の許可を受けなければならない。

2 施行者は、前項の申請があった場合、使用期間の変更が必要と判断するときは、前条第1項に定める期間の範囲内で、変更を許可することができる。

3 施行者は、第1項の申請について許可を決定したときは、申請者に仮設住宅等使用期間変更許可書を交付する。

4 施行者は、第1項の申請について許可しないと決定したときは、申請者に速やかに理由を付してその旨を通知する。

(年度更新)

第6条の3 使用者は、仮設住宅等を次年度にわたり使用する場合には、原則として使用期間満了前30日までに仮設住宅等使用申請書及び誓約書を提出し、あらかじめ施行者の許可を受けなければならない。

2 施行者は、前項の申請があった場合、年度更新が必要と判断するときは、第6条第1項に定める期間の範囲内で、使用を許可することができる。

3 施行者は、第1項の申請について許可を決定したときは、申請者に仮設住宅等使用許可書を交付する。

4 施行者は、第1項の申請について許可しないと決定したときは、申請者に速やかに理由を付してその旨を通知する。

(使用料)

第7条 第6条第1項で施行者が定めた期間は、使用料を無償とする。

2 第6条第2項及び第3項の場合は、施行者は川崎市財産規則に基づき貸付料を徴収する。

(費用負担)

第8条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 前号のほか、施行者が使用者負担を相当と認める費用

(転貸の禁止)

第9条 使用者は、仮設住宅等を転貸しすることができない。

(使用保管の義務)

第10条 使用者は、仮設住宅等の使用について必要な注意を払い、かつこれらを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者の責に帰すべき事由により仮設住宅等を滅失し又は毀損したときは、施行者の指示に従いこれを原形に復し、又は施行者の定める損害額を賠償しなければならない。

(許可事項)

第11条 次に掲げる事項については、使用者は申請書を提出し、あらかじめ施行者の許可を受けなければならない。

(1) 仮設住宅等使用申請書に記載し許可を受けた者以外の者を同居させようとするとき。

(2) 仮設住宅等の模様替えをしようとするとき。

(3) 仮設住宅等敷地内に工作物を設置しようとするとき。

- (4) 仮設住宅等の一部を他の用途に併用しようとするとき。
  - (5) 前各号のほか、施行者が許可を受けさせることを必要と認め指示した事項
- 2 施行者は、前項の申請について許可を決定した場合は、申請者に許可書を交付する。
- 3 施行者は、第1項の申請について許可しないと決定したときは、申請者に速やかに理由を付してその旨を通知する。

(届出事項)

第11条の2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに届出なければならない。

- (1) 使用者又は保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 使用者が法人である場合において、代表者の変更、合併、解散その他の変動があったとき。
- (3) 前各号のほか、施行者が使用者からの届出が必要と認め指示した事項

(退出)

第12条 使用者は、仮設住宅等から退出するときは、あらかじめ施行者に届出て当該仮設住宅等の検査を受けなければならない。

- 2 前項の場合において使用者が設置した工作物があるときは、使用者は前項の検査のときまでに、これを自費で撤去して原形に復さなければならない。

(明渡し請求権)

第13条 施行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は入居者に対し使用許可を取消し、仮設住宅等の明渡しを請求することができる。

- (1) 使用を許可された期間を過ぎたとき。
  - (2) 誓約書又は施行者の指示に違反したとき。
- 2 前項の規定による請求を受けた使用者は、速やかに当該仮設住宅等を明け渡さなければならない。この場合において使用者は、この明渡しに伴う損害の賠償を請求することができない。

(仮設住宅等の検査)

第14条 施行者は、仮設住宅等の管理上必要と認めた場合は、随時仮設住宅等内の検査ができる。

(委任事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、施行者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月12日から施行する

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月5日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の要綱第6条から第7条までの規定は、この改正施行日以降に新たに仮設住宅等の使用を許可した場合から適用し、改正施行日前に最初の使用を許可した場合については、なお従前の例による。

## 様式目次

様式番号	名 称	関 係 条 文
1	仮設住宅等使用申請書	第3条第1項 第6条の3第1項
2	削除	
3	誓約書	第3条第1項 第6条の3第1項
4	仮設住宅等使用許可書	第3条第4項 第6条の3第3項
5	仮設住宅等使用期間変更申請書	第6条の2第1項
6	仮設住宅等使用期間変更許可書	第6条の2第3項
7	仮設住宅等同居申請書	第11条第1項
8	仮設住宅等同居許可書	第11条第2項
9	工作物設置等申請書	第11条第1項
10	工作物等設置等許可書	第11条第2項
10の2	住所等変更届	第11条の2
11	仮設住宅等退出届	第12条第1項

## 仮設住宅等使用申請書

年 月 日

(あて先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川崎 市

代表者 川崎市長

住 所.....  
氏 名.....印  
電 話 番 号.....

仮設住宅等の使用について、次のとおり申請します。

- 1 仮設住宅等の種別 住宅 店舗 倉庫 その他 ( )
- 2 使用用途
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 同居予定者

氏 名	続柄	生年月日	職業	現 住 所

※同居予定者は住宅を使用する場合のみ記入

- 5 申請理由  
 事業協力のため  
 その他

- 6 備考

第2号様式 削除

# 誓約書

(あて先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川崎市

代表者 川崎市長

私こと使用者 \_\_\_\_\_ は、仮設住宅等を使用することについて、登戸土地区画整理事業用仮設住宅等使用要綱及びこれに基づく指示並びに使用許可期間を遵守することを誓います。

また、使用許可期間を終了したときは、直ちに仮設住宅等から退去することを併せて誓います。

年 月 日

使用者

住 所 .....  
氏 名 ..... 印

保証人

住 所 .....  
氏 名 ..... 印



# 仮設住宅等使用許可書

川崎市指令 第 号

住所 .....  
氏名 ..... 様

年 月 日付で申請のあった仮設住宅等の使用については、次のとおり許可します。

年 月 日

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業  
施行者 川崎市  
代表者 川崎市 市長 (市長名)

1 使用建物

所在地 川崎市多摩区登戸 番 号棟 号室  
種類 住宅 店舗 倉庫 その他 ( )  
面積 m<sup>2</sup>

2 使用者氏名

3 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 使用許可条件 別紙のとおり

5 備考

## 使用許可条件

- 1 使用者は、仮設住宅等を転貸してはならない。
- 2 次に掲げる事項については、使用者は申請書を提出し、あらかじめ施行者の許可を受けなければならない。
  - (1) 仮設住宅等使用申請書に記載し、許可を受けた者以外の者を同居させようとするとき。
  - (2) 仮設住宅等の模様替えをしようとするとき。
  - (3) 仮設住宅等敷地内に工作物を設置しようとするとき。
  - (4) 仮設住宅等の一部を他の用途に併用しようとするとき。
  - (5) 前各号のほか、施行者が許可を受けさせることを必要と認め指示した事項
- 3 次に掲げる事項については、使用者の負担とする。
  - (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
  - (2) 前号のほか、施行者が使用者負担を相当と認める費用
- 4 使用者は、仮設住宅等の使用について必要な注意を払い、かつこれらを正常な状態において維持しなければならない。
- 5 使用者の責に帰すべき事由により仮設住宅等を滅失し、又は毀損したときは、施行者に従いこれを原形に復し、又は施行者の定める損害額を賠償しなければならない。
- 6 使用を許可された期間を過ぎたとき、又は使用者が誓約書又は施行者の指示に違反した場合、施行者は使用者又は入居者に対し使用許可を取消し、仮設住宅等の明渡しを請求することができる。
- 7 前項の規定による請求を受けた使用者は、速やかに当該仮設住宅等を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、この明渡しに伴う損害の賠償を請求することができない。
- 8 使用許可期間の使用料は無償とする。
- 9 使用者は、仮設住宅等から退出するときは、あらかじめ施行者に届出て当該仮設住宅等の検査を受けなければならない。
- 10 施行者は、管理上必要と認めた場合は、随時仮設住宅等内の検査ができる。
- 11 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、届け出なければならない。
  - (1) 使用者又は保証人が住所又は氏名を変更したとき。
  - (2) 使用者が法人である場合において、代表者の変更、合併、解散その他の変動があったとき。
  - (3) 前各号のほか、施行者が使用者からの届出が必要と認め指示した事項
- 12 使用者は、特別の事情により使用期間を変更するときは、原則として使用期間満了前30日までに仮設住宅等使用期間変更申請書を提出し、あらかじめ施行者の許可を受けなければならない。
- 13 使用者は、仮設住宅等を次年度にわたり使用する場合には、原則として使用期間満了前30日までに仮設住宅等使用申請書及び誓約書を提出し、あらかじめ施行者の許可を受けなければならない。

## 仮設住宅等使用期間変更申請書

年 月 日

(あて先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川 崎 市

代表者 川 崎 市 長

住 所 .....

氏 名 ..... 印

電 話 番 号 .....

使用期間の変更について、次のとおり申請します。

理 由

当初の使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
---------	---------	---------

変更後の使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
----------	---------	---------

# 仮設住宅等使用期間変更許可書

川崎市指令 第 号

住 所 .....  
氏 名 ..... 様

年 月 日付で申請のあった仮設住宅等の使用期間の変更については、  
次の条件を付けて許可します。

年 月 日

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業  
施行者 川 崎 市  
代表者 川 崎 市 長 (市長名)

当初の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更後の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 条 件	登戸土地区画整理事業用仮設住宅等使用要綱及びこれに基づく指示を遵守すること。
備 考	

# 仮設住宅等同居申請書

年 月 日

(あて先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川 崎 市

代表者 川 崎 市 長

住 所 .....

氏 名 ..... 印

電 話 番 号 .....

仮設住宅等の同居者について、次のとおり申請します。

なお、許可を受けたときは、登戸土地区画整理事業用仮設住宅等使用要綱及びこれに基づく指示を遵守し、仮設住宅等を退去する場合は、必ず同居者も同時に退去させることを誓います。

同居させる理由				
.....				
同居させようとする者				
氏 名	続柄	生年月日	職 業	現 住 所

## 仮設住宅等同居許可書

川崎市指令 第 号

住 所 -----  
氏 名 -----様

年 月 日付けで申請のあった仮設住宅等の同居については、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業  
施行者 川 崎 市  
代表者 川 崎 市 長 (市長名)

### 同居させようとする者

氏 名	続柄	生年月日	職 業	現 住 所

### 許可条件

- 1 使用者が退去する場合は、必ず同居者も同時に退去させること。
- 2 登戸土地区画整理事業用仮設住宅等使用要綱及びこれに基づく指示を遵守すること。

## 工作物設置等申請書

年 月 日

(あて先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川 崎 市

代表者 川 崎 市 長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

工作物の設置等について、次のとおり申請します。

なお、工作物設置等の許可を受けたときは、登戸土地区画整理事業用仮設住宅等使用要綱及びこれに基づく指示を遵守し、指示に従い仮設住宅を退去する場合は自費で原形に復することを誓約します。

工作物設置等の 名 称	<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> その他
理 由	
工 事 期 間	
備 考	設計図を添付すること。

## 工作物設置等許可書

川崎市指令 第 号

住 所 -----  
氏 名 ----- 様

年 月 日付けで申請のあった工作物設置等については、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業  
施行者 川 崎 市  
代表者 川 崎 市 長 (市長名)

工作物設置等の 名 称	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 模様替え	<input type="checkbox"/> その他
理 由			
工 事 期 間			

### 許可条件

- 1 工作物設置等は、申請書及び同添付図面記載のとおり施工すること。
- 2 工作物設置等による費用一切は、申請者の負担とする。
- 3 仮設住宅を退去する場合は、自費で撤去し原形に復すること。
- 4 施行者が、仮設住宅等の管理上必要と認め、除却を要求したときは、自費をもって即時無条件で撤去し原形に復すること。
- 5 登戸土地区画整理事業用仮設住宅等使用要綱及びこれに基づく指示を遵守すること。



## 住所等変更届

年 月 日

(あて先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川 崎 市

代表者 川 崎 市 長

住 所 .....

氏 名 ..... 印

電 話 番 号 .....

住所等に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

変更内容	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> その他 ( )
変更対象	<input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 保証人
変 更 前	
変 更 後	
変更年月日	年 月 日
備 考	

## 仮設住宅等退出届

年 月 日

(あて先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川 崎 市

代表者 川 崎 市 長

住 所 .....

氏 名 .....

印

電 話 番 号 .....

退出について、次のとおり届け出ます。

仮設住宅等 の 表 示	所在地	川崎市多摩区登戸 番 号棟 号室
	種 別	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	面 積	m <sup>2</sup>
退出予定年月日		年 月 日
移 転 先		住 所 電話番号 ( )